

[事案 28-299] 新契約無効請求

・平成 29 年 8 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

保険料払込期間が当初の説明と異なっていたこと、被保険者が認知症であったこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、保険料払込期間が 10 年と説明されていたが、実際は終身払いであった。
- (2) 契約時、契約者が自分であっても、お金の出所が被保険者である母であり、その裏付けがあれば、相続税の非課税優遇制度が適用されるとの誤った説明を受けた。
- (3) 募集人は、被保険者が認知症であっても保険契約は可能と説明し、被保険者に代わって、申込書の被保険者欄の署名を代筆した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料払込期間が終身であり、被保険者の生存年齢によっては払込保険料が死亡保険金を上回る場合があると設計書を使用し説明している。また、申込書にも保険料払込期間「終身」と明記されている。
- (2) 募集人は、相続税の非課税制度は利用できず、保険金額が払込保険料を上回る場合は課税対象になる場合がある旨を説明している。
- (3) 申込書の被保険者署名欄は、被保険者が募集人の前で署名したものである。募集人は被保険者と申込日を含め 2 回は面接しており、その際の様子からは認知症であるとは思われなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本契約は無効であり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 被保険者の認知症は、平成 21 年および平成 23 年の時点で、自分の名前を言うこともできないほどの状態であり、その間に被保険者が毎日通っていたケアセンターのケア記録によっても、この間に認知症が改善したとは認められないので、平成 22 年の契約時、被保険者が申込書および告知書に自署したとは考えがたい。
- (2) 申立人は、事情聴取において、当時、被保険者は、毎日、午前 8 時ころに迎えが来てケアセンターに行き、午後 6 時ころにケアセンターから自宅に戻ってきており、帰ってくると介護をしなければならないので、その前に契約手続を終わらせようとして、募集人との面談時間を午後 4 時過ぎに設定したと述べており、ケアセンターのケア記録によれば、被保

険者は、当日 17 時 30 分送りで帰った旨の記載がある。一方、募集人は、事情聴取において、申立人宅を訪問したのは夕方のまだ明るい時間であったと述べている。そうすると、募集人が申立人宅を訪問したとき、被保険者が在宅していたか疑問がある。